

株 主 各 位

証券コード7979
平成21年6月3日
京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風
取締役社長 太 田 勝 也

第137回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第137回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月24日(水曜日)午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松 風 (本社 厚生館)

3. 目 的 事 項

報告事項

1. 第137期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第137期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ <http://www.shofu.co.jp> において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきましては、米国大手投資銀行の経営破たんをきっかけにした金融不安が急激に強まる中、世界同時不況とも言われる状況に陥りました。わが国経済も、原材料価格の高騰に加え、個人消費の不振や雇用情勢の悪化等が実体経済に影響を与えるとともに、急激な円高の進行により輸出産業を中心に収益が急激に落ち込んだこともあり、景気の後退局面入りが鮮明になりました。

当歯科業界におきましては、高齢化社会の進行に伴う潜在患者数の増加、口腔衛生意識の高まりを背景にした審美・予防・矯正等の分野の需要拡大要因もありましたが、医療費抑制政策の影響、歯科業界全域における供給過剰構造、安全対策面での規制強化に伴うコスト増等の要因から、経営環境は依然明るさが見えない状態が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、マーケティング力の強化により世界に広がる顧客のニーズを的確に吸収し、顧客本位の製品開発に向けた研究開発活動に活かすことで、品質競争力の維持強化を図り、新たな市場の創出とシェア拡大に努めました。また、コストダウン活動を引き続き推進することにより、価格競争力の向上に取り組んでまいりました。さらに、平成20年2月に子会社化いたしました株式会社ネイルラボとの商品共同開発体制を強化するなど、グループの総合力を活かした事業活動に取り組んでまいりました。

また、当社はこれまで生産システムで先行運用しておりましたSAP社のERP(統合ソフト)を、基幹情報システムとして導入するため、準備を進めてまいりました。平成21年4月より本格稼働を開始し、受注から販売、生産、購入、在庫管理また経理情報まで一元化されたシステム運用ができる環境が整いました。経営の更なるスピード化、事務効率の向上や内部統制面での強化など多方面での効果が期待できるものと考えております。

この結果、デンタル関連事業が北米・中南米及び欧州で円高の影響も受けて減収となりましたが、国内営業が堅調に推移したことや、ネイル関連事業への本格的な参入が売上げに寄与し、当期の連結売上高は165億26百万円と、前期に比べ13億14百万円(8.6%)の増収となりました。

利益面につきましては、ネイル関連事業の費用増加や株式会社ネイルラボの株式取得に係るのれん償却費用の発生、デンタル関連事業での研究開発や広告宣伝活動への積極投資等により、連結営業利益は14億14百万円と、前期に比べ54百万円（3.7%）の減益となりました。

連結経常利益につきましては、受取利息の減少等により営業外収益が減少した一方で、為替差損の発生等により営業外費用が増加したことから、13億13百万円と、前期に比べ2億円（13.2%）の減益となりました。

また、連結当期純利益は、貸倒引当金戻入額や関税還付金を特別利益に計上する一方、投資有価証券評価損を特別損失に計上した結果、7億93百万円と、前期に比べ1億17百万円（12.9%）の減益となりました。

当社グループは、当期よりデンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業（工業用研磨材）に分けて事業の種類別セグメントを開示することにいたしました。これらの事業の種類別セグメントの業績概要は、以下のとおりであります。

（デンタル関連事業）

国内におきましては、歯科用象牙質接着材「ビューティボンド」、歯科重合用LED光照射器「ブルーショット」等を新たに発売いたしました。また、昨年発売いたしました歯科汎用アクリル系レジン「プロピナイス ファスト」、デジタル口腔撮影装置「アイススペシャルC」のほか、今後成長が期待される審美・予防・矯正分野における既存品の販売にも注力いたしました。また、当社仙台営業所を新築移転、拡充するなど、営業拠点の機能強化への積極的な投資を行いました。

海外におきましては、引き続き新興市場での拡販に向けた市場開拓を強力に推進いたしました結果、第2四半期までは堅調に推移いたしました。しかしながら、第3四半期以降の世界的な景気悪化の影響や急激な円高の進行により厳しい事業展開を余儀なくされました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は146億73百万円、営業利益は13億59百万円となりました。

（ネイル関連事業）

ネイル関連事業におきましては、歯科医療の分野で培った技術を応用し、LEDを用いた可視光重合型ジェルネイルシステム「L・E・D GEL Presto」を開発・発売いたしましたほか、「ネイルデダンス」をはじめとする既存商品も順調に売上げを伸ばすことができました。

これらの結果、ネイル関連事業の売上高は17億73百万円、営業利益は37百万円となりました。

(その他の事業)

当社グループの株式会社昭研におきまして、歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を製造販売しております。当期の売上高は79百万円となり、営業利益は17百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、13億52百万円であります。その主なものは、営業拠点の機能強化に要した費用4億35百万円及び統合システムへの投資に要した費用2億78百万円です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、すべて自己資金で賄いました。

(4) 事業の譲渡の状況等

事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第134期	第135期	第136期	第137期(当期)
		平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
売 上 高(千円)		14,650,239	15,332,068	15,212,657	16,526,949
経 常 利 益(千円)		1,344,693	1,424,337	1,513,744	1,313,559
当期純利益(千円)		822,935	865,136	910,910	793,201
1株当たり当期純利益		49円42銭	54円49銭	57円83銭	55円57銭
総 資 産(千円)		24,985,878	25,189,292	21,353,817	20,944,243
純 資 産(千円)		19,576,483	20,015,655	16,963,868	16,612,164

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第134期	第135期	第136期	第137期(当期)
		平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
売 上 高(千円)		12,832,189	13,060,618	13,133,745	13,360,169
経 常 利 益(千円)		1,037,800	966,352	955,674	853,333
当 期 純 利 益(千円)		664,703	594,058	527,892	518,073
1株当たり当期純利益		39円59銭	37円42銭	33円51銭	36円29銭
総 資 産(千円)		22,576,202	22,313,075	18,187,314	17,720,564
純 資 産(千円)		17,632,920	17,696,192	14,446,624	14,128,458

(6) 対処すべき課題

世界的な景気後退は今後も継続し、速やかな需要の回復は厳しい状況であると思われる。しかし、当歯科業界につきましては、経営環境に多くのマイナス要因はあるものの、高齢化社会の進行や、歯の健康が全身疾患の予防につながるとの認識が広まることなどにより、潜在的な患者の掘り起こしが期待できるほか、審美・矯正等の自由診療分野は、長期的に市場拡大が期待できるものと思われま。

このような状況のもと、当社グループは、第138期を初年度とする3年間の中期経営計画を策定いたしました。当社グループは「国際的な新製品開発型企業（スペシャリティ・ファーム）を目指す」という目標を共有し、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念を実現するために、徹底した顧客指向のもと、引き続き品質競争力、マーケティング力、価格競争力の強化を重点課題に掲げ、市場の拡大が期待できる分野に注力することにより、さらなる企業価値の向上・経営基盤の強化に取り組んでまいります。

具体的には、増加する高齢者ニーズに応える商品や、歯周病の予防、審美、口腔衛生分野での商品開発体制の強化、世界市場に照準を合わせた先進的高機能製品の開発等に取り組み、市場創出とシェアアップを図ってまいります。

海外におきましては、為替相場の変動による影響はあるものの、松風製品への支持は着実に広がっているものと認識しており、従来から展開しているアジア・欧米諸国における活動を強化する一方、南米、東欧、インド等の新興諸国においても市場開拓に向けた動きを本格化させ、世界規模での松風製品の拡売を目指します。

生産面では、医療機器に対する安全対策面での規制強化等の変化に対応すべく、高いレベルの品質を担保する品質保証・安全管理体制を確立いたします。さらに、生産・物流の

効率化と顧客サービスの強化に向けた体制を整備してまいります。

また、ネイル事業分野におきましては、株式会社ネイルラボのブランド力と当社グループの研究開発力・生産技術力を結集して、美と健康を求める顧客の期待に応える商品を供給することにより、拡大を続けるネイル関連製品市場における確固たる地位の確保を目指します。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの事業の種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業別	主要製品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材

(8) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

本社	京都市東山区福稲上高松町11番地
東京支社	東京都文京区
札幌営業所	札幌市中央区
仙台営業所	仙台市青葉区
名古屋営業所	名古屋市名東区
大阪営業所	大阪市中央区
福岡営業所	福岡市博多区
工場	京都市東山区

(9) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
760名	2名減

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
428名	8名増	42.66歳	19.00年

(注)上記の従業員数には、使用人兼務取締役(7名)、臨時従業員(72名)、出向者(5名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先(平成21年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社 京都銀行	500
株式会社 滋賀銀行	250

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corporation	84千米ドル	100.0%	当社販売品目のアメリカ・カナダ・中南米等における販売
株式会社 滋賀松風	152,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、人工歯等の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	当社販売品目のヨーロッパ・中近東・アフリカにおける販売
Advanced Healthcare Ltd.	1,240千英ポンド	100.0%	化学製品の研究開発及び製造
株式会社 昭研	24,000千円	100.0%	歯科用研磨材及び工業用研磨材の製造
株式会社 プロメック	100,000千円	100.0%	医療用機械器具及び美容器具等の製造、販売並びに輸出入
上海松風齒科材料有限公司	350,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、研削材等の製造
松風齒科器材(上海)有限公司	1,000千米ドル	100.0%	中国国内向け歯科材料、歯科用機器の販売
株式会社 ネイルラボ	250,000千円	100.0%	日本国内及びアジア・アメリカ向けネイルケア関連商品の企画・販売

株式会社株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

（1）大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
MORGAN STANLEY & CO. INC	1,577	9.79
日本生命保険相互会社	716	4.45
株式会社 京都銀行	712	4.42
株式会社 滋賀銀行	602	3.74
松風 慎一	506	3.14
松風社員持株会	424	2.63
松風 定二	418	2.60
住友信託銀行株式会社	364	2.26
日新火災海上保険株式会社	339	2.11
大日本スクリーン製造株式会社	330	2.05

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。

2．当社は、自己株式を1,839千株保有しておりますが、上記の主な株主から除いております。

（2）その他株式に関する重要な事項

発行可能株式総数 64 000 000株

発行済株式の総数 16 114 089株

株主数 2 169名（前期末比307名増）

株式の分割、株式無償割当て及び募集株式の発行等の状況

該当事項はありません。

株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況等
* 取締役社長	太 田 勝 也		日本歯科材料工業協同組合理事長 日本歯科企業協議会会長
* 専務取締役	脇 野 喜 和	国際担当	
専務取締役	白波瀬 文 雄	財務・人事・総務・総合企画担当	
常務取締役	関 敏 明	中国事業統括兼海外生産担当	Advanced Healthcare Ltd. 取締役社長 上海松風歯科材料有限公司 董事長 松風歯科器材(上海)有限公司 董事長 株式会社ネイルラボ 代表取締役社長
常務取締役	根 来 紀 行	研究開発・技術・生産担当兼研究開発部長	
常務取締役	西 田 喜 直	営業・マーケティング担当兼営業部長	
取 締 役	松 村 光 常	財務部長	
取 締 役	牧 野 宏 治	人事部長	
取 締 役	南 部 敏 之	研究開発部研究主幹	株式会社 プロメック 代表取締役社長
取 締 役	早 川 雄 一	マーケティング部長	
取 締 役	近 持 貴 之	東京支社長	
取 締 役	岩 崎 聡	国際部長	
取 締 役	中 嶋 義 和	生産部長	
常勤監査役	池 内 幹 夫		
常勤監査役	井 上 秀		
監 査 役	西 田 憲 司		公認会計士
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士

(注) 1. *は代表取締役であります。

2. 監査役 西田憲司氏及び酒見康史氏は、社外監査役であります。

3. 監査役 西田憲司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当期中の取締役の異動

平成20年4月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏 名	新	旧
橋本 孝	専務取締役営業・マーケティング担当(代表取締役)	専務取締役営業本部長(代表取締役)
脇野 喜和	専務取締役国際担当(代表取締役)	専務取締役国際本部長(代表取締役)
梶 浩行	専務取締役研究開発・技術・生産担当	専務取締役開発・技術・生産本部長
白波瀬文雄	常務取締役財務・人事・総務・総合企画担当	常務取締役管理本部長

平成20年6月26日開催の第136回定時株主総会において、新たに岩崎聡氏及び中嶋義和氏が取締役
に選任され、就任いたしました。平成20年6月26日開催の第136回定時株主総会終結の時をもって、
橋本孝氏及び梶浩行氏が任期満了により取締役を退任いたしました。

平成20年6月26日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
白波瀬文雄	専務取締役財務・人事・総務・総合企画担当	常務取締役財務・人事・総務・総合企画担当
根来 紀行	常務取締役研究開発・技術・生産担当兼研究開発部長	常務取締役研究開発部長

平成20年7月16日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
西田 喜直	常務取締役営業・マーケティング担当兼営業部長	取締役営業部長

5. 当期末後の取締役の異動

平成21年4月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
白波瀬文雄	専務取締役財務・人事・総務・総合企画 ・グループ事業管理担当	専務取締役財務・人事・総務・総合企画担当
根来 紀行	常務取締役研究開発・技術・生産担当	常務取締役研究開発・技術・生産担当 兼研究開発部長
松村 光常	取締役グループ事業管理部長	取締役財務部長

6. 当期中の監査役の異動

平成20年6月26日開催の第136回定時株主総会において、新たに井上秀氏が監査役に選任され、就
任いたしました。平成20年6月26日開催の第136回定時株主総会終結の時をもって、河合正勝氏が監
査役を辞任されました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	支給額
取締役	15人	230,115千円
監査役	5人	33,070千円
合計	20人	263,185千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員賞与及び退職慰労金を含めております。
3. 上記の金額のほか、平成20年6月26日開催の第136回定時株主総会終結の時をもって退任した
取締役及び辞任した監査役に対する役員退職慰労金は以下のとおりであります。
- ・取締役 2名に対し 130,650千円
 - ・監査役 1名に対し 6,940千円
- (各金額には、過年度の事業報告において引当金計上した役員退職慰労金の繰入額
(取締役分128,020千円、監査役分6,630千円)が含まれております。)

(3) 社外役員に関する事項

社外役員の他の会社の業務執行取締役等の兼務状況

該当事項はありません。

各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
西田憲司	取締役会20回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会16回	
酒見康史	取締役会20回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会16回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は20回、監査役会の開催回数は16回であります。

社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

社外役員の報酬等の総額

当事業年度において社外監査役2名に支払った報酬等の総額は、6,000千円であります。

当社の親会社又は当該親会社の子会社から受けている役員としての報酬等の総額

該当事項はありません。

・ 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、公認会計士法に定める監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日付で、新日本有限責任監査法人に名称変更しております。

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	37,500千円
	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,500千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、松風歯科器材（上海）有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

（３）非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する助言等を委託し、その対価を支払っております。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人である監査法人に重大な法令違反や著しい職務怠慢があると認められる場合は、当社取締役会は、監査役会の承認を得て、株主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を上程します。

株式会社業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社取締役会において決議した、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

（１）取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っており、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、企業の社会的責任の観点からコンプライアンス重視の経営活動を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

この経営理念を実践するために「行動規範」を制定し、取締役及び全社員が法令を順守し、共通の倫理的価値観を持つための基準とするとともに、これを確保するための体制として社長を委員長とする倫理委員会を設置する。

また、監査室による内部監査と監査役監査を充実し、併せて内部通報制度による不祥事の早期発見に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」に基づいて、適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、常務取締役以上で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、常務会の諮問機関として計画実行委員会を設置し、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

さらに、取締役の職務の執行が適正に行われるためにコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、監査役による監査を実施する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

事業活動における法令、企業倫理及び社内規程等の順守を確保するため、「行動規範」を制定し、社内教育を実施し、社員へ周知徹底するとともに、倫理担当役員を置き、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

これら業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査室を置く。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社各社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても監査室による内部監査及び監査役監査を実施する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の社員の人事異動については、監査役会の同意を必要とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会に出席するとともに、必要に応じて取締役又は社員に報告を求めることができる。常勤監査役は、常務会に出席することができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、上記のとおり取締役会、常務会等重要会議に出席するほか、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行う。また、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会では社外監査役、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うとともに、監査室や会計監査人との連携にも遺漏がないよう対応する。

その他、代表取締役及び各取締役との報告連絡が十分機能するよう、体制を整備する。

株式会社財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科医療及び歯科技工に必要な材料・機器全般を取り扱う歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして、世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の健康に貢献するという当社に与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、研究開発力、新製品開発力、研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャ、少量多品種をカバーする生産技術と品質保証体制、志の高い優秀な人材、「生活の医療」を支える当社グループの存在自体等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、平成19年度から平成21年度までを対象期間とした「中期経営計画」を策定しており、本業での収益力を示す連結営業利益

率を重視し、中長期的には15%を目標としております。具体的には、研究開発重視の方針に基づいた市場の創造とシェアアップ、海外事業の拡大、顧客サービスの向上といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につなげることを目指しております。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、職務遂行度をより厳しく問うことを目的として、平成15年6月から取締役任期を1年に短縮し、また、監査役会につきましては、平成18年6月より、それまでの3名体制（常勤監査役1名、社外監査役2名）から、常勤監査役2名体制にし、執行に対する監督機能の強化を進めるなどの、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ

取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前

述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があります。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないとは判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成19年6月27日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続するものとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する平成19年5月15日付プレスリリースをご覧ください。

（４）具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

（２）に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、（２）に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、（３）に記載した本対応方針も、（３）に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

株式会社 剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値（株主価値）の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実に配慮していく考えであります。

連結業績に応じた利益配分の指標としましては、連結配当性向を30%以上とすることを目標として、中間配当及び期末配当の年2回配当を通じて、安定した配分を続けてまいります。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、平成21年5月14日開催の取締役会決議により、当年度末日（平成21年3月31日）を基準日とする配当金を1株当たり10円とさせていただきます。なお、平成20年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり18円となっております。

今後も、これまでの配当政策を継続しつつ、将来の投資計画並びに事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,694,927	支払手形及び買掛金	540,340
受取手形及び売掛金	2,490,931	短期借入金	1,020,000
有価証券	170,981	未払法人税等	320,161
商品及び製品	1,954,347	役員賞与引当金	45,430
仕掛品	653,029	その他	1,296,668
原材料及び貯蔵品	538,833	流動負債合計	3,222,600
繰延税金資産	514,161		
その他	319,036	固定負債	
貸倒引当金	144,287	繰延税金負債	46,811
流動資産合計	11,191,961	退職給付引当金	98,599
固定資産		役員退職慰労引当金	444,360
有形固定資産		その他	519,706
建物及び構築物	2,689,270	固定負債合計	1,109,478
機械装置及び運搬具	429,072		
土地	1,209,409	負債合計	4,332,078
建設仮勘定	242,609		
その他	371,962	(純資産の部)	
有形固定資産合計	4,942,323	株主資本	
無形固定資産		資本金	4,474,646
のれん	623,773	資本剰余金	4,641,682
その他	315,473	利益剰余金	10,305,783
無形固定資産合計	939,247	自己株式	2,562,648
投資その他の資産		株主資本合計	16,859,464
投資有価証券	2,747,730		
繰延税金資産	182,404	評価・換算差額等	
その他	948,409	その他有価証券評価差額金	134,417
貸倒引当金	7,833	為替換算調整勘定	381,717
投資その他の資産合計	3,870,711	評価・換算差額等合計	247,299
固定資産合計	9,752,282		
		純資産合計	16,612,164
資産合計	20,944,243	負債・純資産合計	20,944,243

連結損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,526,949
売 上 原 価		7,388,338
売 上 総 利 益		9,138,611
販売費及び一般管理費		7,724,315
営 業 利 益		1,414,295
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	46,886	
受 取 配 当 金	61,342	
会 費 収 入	85,363	
そ の 他	77,121	270,713
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,230	
売 上 割 引	150,679	
当 社 主 催 会 費 用	112,055	
為 替 差 損	26,772	
そ の 他	60,712	371,449
経 常 利 益		1,313,559
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	78,418	
関 税 還 付 金	50,669	129,087
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	98,258	98,258
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,344,388
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	541,972	
法 人 税 等 調 整 額	9,214	551,186
当 期 純 利 益		793,201

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等			純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日残高	4,474,646	4,641,857	9,798,077	2,562,549	16,352,031	684,887	73,050	611,836	16,963,868
連結会計年度中 の変動額									
剰余金の配当			285,495		285,495				285,495
当期純利益			793,201		793,201				793,201
自己株式の取得				881	881				881
自己株式の処分		175		782	607				607
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）						550,469	308,666	859,135	859,135
連結会計年度中 の変動額合計	-	175	507,706	99	507,432	550,469	308,666	859,135	351,701
平成21年3月31日残高	4,474,646	4,641,682	10,305,783	2,562,648	16,859,464	134,417	381,717	247,299	16,612,164

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社 滋賀松風、株式会社 プロメック、株式会社 昭研、SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、SHOFU Dental Products Ltd.、SHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.、SHOFU Dental Supplies (Shanghai) Co., Ltd.

株式会社 ネイルラボ

非連結子会社

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

NAIL LABO INC.

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。なお、U.S. Nail Labo Corp.は平成20年11月4日に解散いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社

NAIL LABO INC.は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.及びSHOFU Dental Supplies(Shanghai) Co., Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券...償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの.....連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

（棚卸資産の評価に関する会計基準の適用）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当連結会計年度から適用し、評価基準については、主として先入先出法による原価法から主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ25,939千円減少しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 3～9年

（追加情報）

（有形固定資産の耐用年数の変更）

当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を3～12年としておりましたが、当連結会計年度より3～9年に変更しております。この変更は、平成20年度の法人税法改正を契機として、技術進歩による陳腐化周期等を勘案して見

直した結果、使用可能期間の短期化を耐用年数に反映させたものであります。これによる損益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（会計方針の変更）

（リース取引に関する会計基準等）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を当連結会計年度から適用し、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。これによる損益に与える影響はありません。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、海外の連結子会社は主に確定拠出方式を採用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく連結会計年度末要支給額全額を引当計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

のれん及び負ののれんの償却の方法

のれん及び負ののれんは、発生原因に応じ20年以内で均等償却することとしております。なお、金額が僅少の場合には、発生した連結会計年度に全額償却することとしております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更)

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表関係

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「棚卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度末の「棚卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」はそれぞれ1,852,799千円、607,959千円、505,418千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 7,511,446千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 16,114,089株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成20年5月15日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 171,297千円

1株当たり配当額 12.00円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月5日

平成20年11月5日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 114,198千円

1株当たり配当額 8.00円

基準日 平成20年9月30日

効力発生日 平成20年11月28日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成21年5月14日開催予定の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 142,744千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 10.00円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年6月4日

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,163円77銭

1株当たり当期純利益 55円57銭

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

株式会社 松風
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊原 弘 行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松風の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	2,542,667	支払手形	146,864
受取手形	313,282	買掛金	368,570
売掛金	2,042,404	短期借入金	1,020,000
商品及び製品	1,320,745	一払入金	9,102
仕掛品	452,814	未払費用	209,948
原材料及び貯蔵品	397,664	未払消費税	637,646
前払費用	13,325	未払法人税等	145,000
繰延税金資産	85,929	前受り	10,765
その他の流動資産	323,415	預り	2,755
流動資産合計	98,509	前受り	23,552
貸倒引当金	7,590,759	役員賞与引当金	58,488
差引流動資産合計	139,000	設備建設関係支払手形	40,930
	7,451,759	その他の流動負債	8,189
固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	2,681,826
有形固定資産			
建物	1,918,226	固 定 負 債	
構築物	115,217	リース債務	29,178
機械・装置	205,713	役員退職慰労引当金	436,930
車両・運搬具	2,892	預り保証金	356,270
工具・器具備品	220,224	その他の固定負債	87,900
土地	790,941	固 定 負 債 合 計	910,278
一社不動産	36,458		
建設中資産	53,291	負 債 合 計	3,592,105
有形固定資産合計	3,342,965		
無形固定資産		(純資産の部)	
商標	1,448	株 主 資 本	
ソフトウェア	272,412	資本金	4,474,646
電話加入権	6,214	資本剰余金	4,576,703
無形固定資産合計	280,076	資本準備金	64,978
投資その他の資産	2,672,177	資本剰余金合計	4,641,682
関係会社株	2,773,861	利益剰余金	1,118,661
出資	8,720	利益準備金	260,000
長期貸付金	6,881	その他利益剰余金	11,824
従業員長期貸付金	11,980	配当準備金	740,000
関係社長期貸付金	218,258	固定資産圧縮積立金	5,309,874
長期前払費用	8,898	別途積立金	7,440,360
差入保証金	82,421	繰越利益剰余金	2,562,648
役員退職年金掛金	107,222	自己株式	13,994,040
長期性預金	300,000	株主資本合計	13,994,040
前払年金費用	323,802	評価・換算差額等	134,417
繰延税金資産	135,561	その他有価証券評価差額金	134,417
その他の投資資産	12,988	評価・換算差額等合計	134,417
投資その他の資産計	6,662,773		
貸倒引当金	17,010	純 資 産 合 計	14,128,458
差引投資その他の資産合計	6,645,763	負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,720,564
固 定 資 産 合 計	10,268,804		
資 産 合 計	17,720,564		

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,360,169
売 上 原 価		6,917,835
売 上 総 利 益		6,442,334
販売費及び一般管理費		5,539,165
営 業 利 益		903,168
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19,911	
有 価 証 券 利 息	1,468	
受 取 配 当 金	147,352	
会 費 収 入	68,347	
そ の 他	103,273	340,353
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,898	
売 上 割 引	149,093	
当 社 主 催 会 費 用	96,668	
為 替 差 損	67,857	
そ の 他	55,670	390,188
経 常 利 益		853,333
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	77,310	77,310
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	98,258	98,258
税 引 前 当 期 純 利 益		832,384
法人税、住民税及び事業税	275,793	
法 人 税 等 調 整 額	38,518	314,311
当 期 純 利 益		518,073

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
					利益準備金	配当準備金	固定資産圧縮立金	別途積立金
平成20年3月31日残高	4,474,646	4,576,703	65,153	1,118,661	260,000	12,374	740,000	5,076,746
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮立金の取崩						549		549
剰余金の配当								285,495
当期純利益								518,073
自己株式の取得								
自己株式の処分			175					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	175	-	-	549	-	233,127
平成21年3月31日残高	4,474,646	4,576,703	64,978	1,118,661	260,000	11,824	740,000	5,309,874

	株主資本		評価・換算 差 額 等	純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
平成20年3月31日残高	2,562,549	13,761,737	684,887	14,446,624
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮立金の取崩		-		-
剰余金の配当		285,495		285,495
当期純利益		518,073		518,073
自己株式の取得	881	881		881
自己株式の処分	782	607		607
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-	550,469	550,469
事業年度中の変動額合計	99	232,303	550,469	318,166
平成21年3月31日残高	2,562,648	13,994,040	134,417	14,128,458

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券.....償却原価法（定額法）

子会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品
製 品
原 材 料
仕 掛 品
貯 蔵 品

} 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

（棚卸資産の評価に関する会計基準の適用）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当事業年度から適用し、評価基準については、先入先出法による原価法から先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ25,939千円減少しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

（追加情報）

（有形固定資産の耐用年数の変更）

当社の機械装置については、従来、耐用年数を3～12年としておりましたが、当

事業年度より3～7年に変更しております。この変更は、平成20年度の法人税法改正を契機として、技術進歩による陳腐化周期等を勘案して見直した結果、使用可能期間の短期化を耐用年数に反映させたものであります。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

(リース取引に関する会計基準等)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当事業年度から適用し、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。これによる損益に与える影響はありません。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

但し、当事業年度は年金資産が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく事業年度末要支給額全額を引当計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前事業年度において、「商品」「製品」「原材料」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度から「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」と一括して掲記しております。なお、当事業年度に含まれる「商品」「製品」「原材料」「貯蔵品」はそれぞれ920,095千円、400,649千円、138,349千円、259,315千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,152,462千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	352,522千円
短期金銭債務	129,982千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	1,434,855千円
仕入高	1,924,320千円
営業取引以外の取引高	284,309千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の株式数

普通株式	1,839,660株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	62,004千円
賞与引当金	175,018千円
株式評価損	49,951千円
役員退職慰労引当金	221,570千円
減価償却限度超過額	39,385千円
その他	82,228千円
繰延税金資産小計	630,160千円
評価性引当額	49,951千円
繰延税金資産合計	580,208千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	113,063千円
固定資産圧縮積立金	8,075千円
その他	93千円
繰延税金負債合計	121,231千円
繰延税金資産の純額	458,977千円

(リースにより使用する固定資産(貸借対照表に計上したものを除く)に関する注記)

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び事業年度末残高相当額

	取得原価相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額(千円)	事業年度末残高 相当額(千円)
(有形固定資産) 工具・器具備品	16,825	6,014	10,811
合計	16,825	6,014	10,811

2. 未経過リース料事業年度末残高相当額

1年以内	3,035千円
1年超	8,006千円
合計	11,041千円

3. 支払リース料等

支払リース料	3,883千円
減価償却費相当額	3,660千円
支払利息相当額	300千円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)滋賀松風	所有直接100%	当社製品の製造、建物等の貸与、役員の兼任	配当金の受取	44,400		

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	989円77銭
1株当たり当期純利益	36円29銭

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月13日

株式会社 松風
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊原 弘 行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膾本

監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月13日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 池内 幹夫 ㊟

常勤監査役 井上 秀 ㊟

社外監査役 西田 憲司 ㊟

社外監査役 酒見 康史 ㊟

注 監査役西田憲司、酒見康史は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、不要となる規定の削除など所要の改正を行うとともに、経過措置を定めるために附則を設けるものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(9) (記載省略) (新 設) <u>(10)～(11)</u> (記載省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(9) (現行どおり) (10) <u>口腔ケア食品の販売</u> (11)～ <u>(12)</u> (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条 (記載省略)	第7条 (現行どおり)
<u>(単元未満株券の不発行)</u> 第9条 当社は、 <u>単元未満株式に係る株券</u> を発行しないことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>単元未満株式買取及び買増請求の取扱い</u>、<u>その他株式に関する手続き並びに手数料</u>は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条 } (記載省略)</p> <p>第13条 }</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第15条 } (記載省略)</p> <p>第37条 }</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び<u>新株予約権原簿</u>は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条 } (現行どおり)</p> <p>第11条 }</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>第13条 } (現行どおり)</p> <p>第35条 }</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>第39条 } } (記載省略) 第41条 }</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>第37条 } } (現行どおり) 第39条 }</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役 太田勝也、脇野喜和、白波瀬文雄、関 敏明、根来紀行、西田喜直、松村光常、牧野宏治、南部敏之、早川雄一、近持貴之、岩崎 聡及び中嶋義和の13氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、13名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	太田 勝也 (昭和19年11月30日生)	昭和43年4月 当社入社 平成元年6月 取締役財務部長 平成8年7月 常務取締役財務部長兼総務・人事担当 平成9年4月 常務取締役管理本部長兼財務部長 平成11年3月 常務取締役管理本部長 平成12年7月 取締役社長(代表取締役)(現在) (他の法人等の代表状況) 日本歯科材料工業協同組合 理事長 日本歯科企業協議会 会長	55,857株
2	脇野 喜和 (昭和21年6月16日生)	昭和45年3月 当社入社 平成元年6月 取締役営業部次長(貿易担当) 平成元年7月 取締役営業部国際業務担当部長 平成9年4月 取締役国際業務部長 平成11年7月 常務取締役国際本部長兼国際部長 平成16年7月 専務取締役国際本部長兼国際部長 (代表取締役) 平成19年6月 専務取締役国際本部長(代表取締役) 平成20年4月 専務取締役国際担当 (代表取締役)(現在)	33,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
3	白波瀬文雄 (昭和19年5月24日生)	<p>平成11年3月 当社入社財務部長 平成11年6月 取締役財務部長 平成12年7月 常務取締役管理本部長兼財務部長 平成14年4月 常務取締役管理本部長兼財務部長兼人事部長 平成15年4月 常務取締役管理本部長 平成20年4月 常務取締役財務・人事・総務・総合企画担当 平成20年6月 専務取締役財務・人事・総務・総合企画担当 平成21年4月 専務取締役財務・人事・総務・総合企画・グループ事業管理担当(現在)</p>	42,600株
4	関 敏明 (昭和21年10月12日生)	<p>昭和44年3月 当社入社 平成5年6月 取締役生産部長 平成10年4月 取締役技術部長 平成15年4月 取締役技術部長兼特別プロジェクト担当 平成16年7月 取締役技術部長兼海外生産・技術担当 平成17年7月 常務取締役中国事業統括兼海外生産担当(現在)</p> <p>(他の法人等の代表状況) Advanced Healthcare Ltd. 取締役社長 上海松風齒科材料有限公司 董事長 松風齒科器材(上海)有限公司 董事長 株式会社ネイルラボ 代表取締役社長</p>	25,500株
5	根来 紀行 (昭和31年3月9日生)	<p>昭和56年3月 当社入社 平成15年6月 取締役研究開発部長 平成19年7月 常務取締役研究開発部長 平成20年6月 常務取締役研究開発・技術・生産担当兼研究開発部長 平成21年4月 常務取締役研究開発・技術・生産担当(現在)</p>	12,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
6	西田 喜直 (昭和25年11月24日生)	昭和48年3月 当社入社 平成15年6月 取締役営業部長 平成20年7月 常務取締役営業・マーケティング担当兼営業部長(現在)	9,100株
7	松村 光常 (昭和24年12月16日生)	昭和49年3月 当社入社 平成15年4月 財務部長 平成16年6月 取締役財務部長 平成21年4月 取締役グループ事業管理部長(現在)	9,100株
8	牧野 宏治 (昭和24年4月13日生)	昭和48年3月 当社入社 平成15年4月 人事部長 平成17年4月 人事部長兼総務部長 平成17年6月 取締役人事部長兼総務部長 平成18年4月 取締役人事部長(現在)	9,200株
9	南部 敏之 (昭和27年1月28日生)	平成12年10月 当社入社 平成16年4月 研究開発部研究主幹 平成17年6月 取締役研究開発部研究主幹(現在) (他の法人等の代表状況) 株式会社プロメック 代表取締役社長	4,700株
10	早川 雄一 (昭和28年9月6日生)	昭和52年3月 当社入社 平成17年4月 マーケティング部長 平成17年6月 取締役マーケティング部長(現在)	7,200株
11	近持 貴之 (昭和30年9月11日生)	昭和56年3月 当社入社 平成18年4月 営業部東京支社長 平成19年6月 取締役東京支社長(現在)	9,100株
12	岩崎 聡 (昭和30年11月6日生)	昭和55年3月 株式会社松風プロダクツ入社 昭和61年4月 当社入社 平成19年6月 国際部長 平成20年6月 取締役国際部長(現在)	3,900株
13	中嶋 義和 (昭和34年12月24日生)	昭和55年3月 当社入社 平成19年6月 生産部長 平成20年6月 取締役生産部長(現在)	4,450株

(注) 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本株主総会開始の時をもって補欠監査役の小原正敏氏の選任の効力が失効しますので、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
小原 正敏 (昭和26年4月25日生)	昭和54年4月 弁護士登録 吉川綜合法律事務所 (現 きっかわ法律事務所) 入所 昭和61年8月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授 (民事法担当)(現在)	-

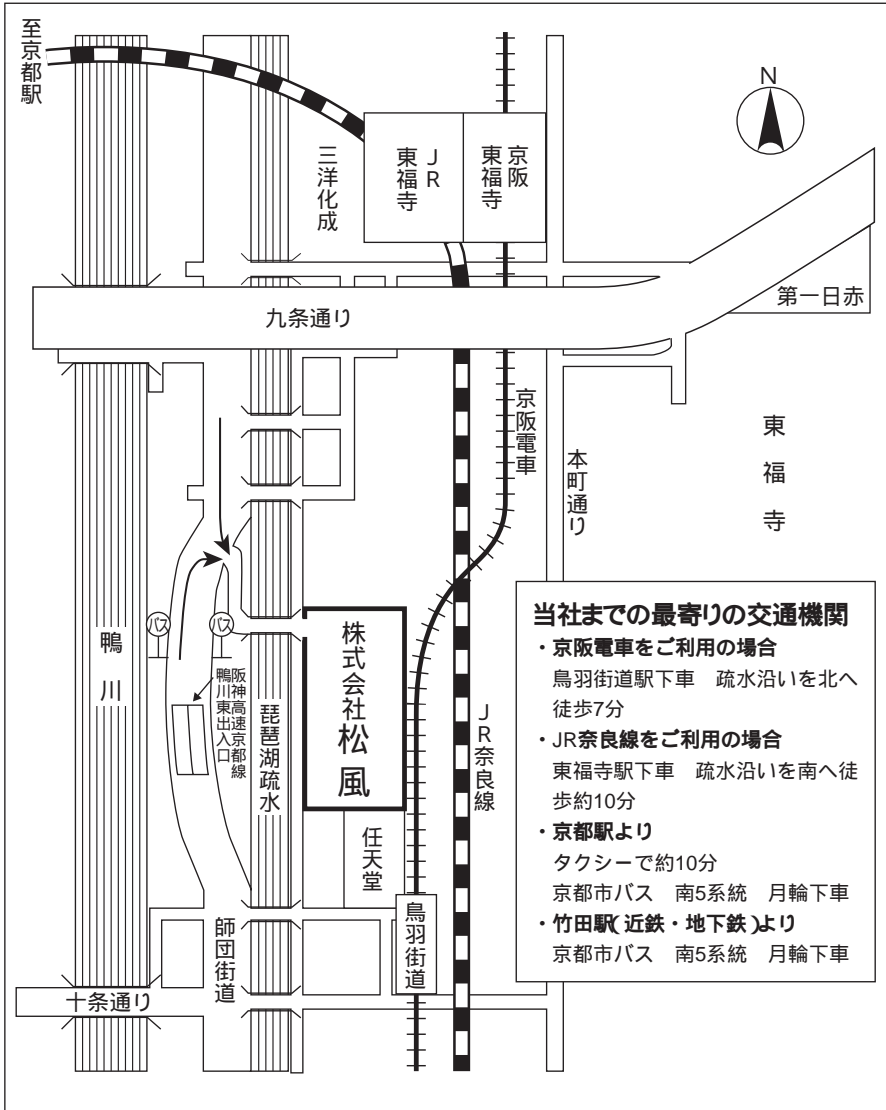
(注)1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 小原正敏氏は、社外監査役候補者であります。小原正敏氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末における取締役13名に対し総額37,930,000円、当期末における監査役4名に対し総額3,000,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることといたしたいと存じます。

以上



至京都駅

三洋化成

東福寺 JR

東福寺 京阪



九条通り

第一日赤

東福寺

本町通り

京阪電車

JR奈良線

株式会社松風

任天堂

鳥羽街道

琵琶湖疏水

阪神高速京都市線
鴨川東出入口

鴨川

師団街道

十条通り

当社までの最寄りの交通機関

- ・京阪電車をご利用の場合
鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ
徒歩7分
- ・JR奈良線をご利用の場合
東福寺駅下車 疏水沿いを南へ徒
歩約10分
- ・京都駅より
タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車
- ・竹田駅(近鉄・地下鉄)より
京都市バス 南5系統 月輪下車